

【質問】4月から医師の働き方改革が行われると聞きました。どのように変わるのでしょいか。

(54歳、会社員)

医師の働き方改革

【回答】入院中に主治医の先生に朝早くから夜遅くまで何度も病状を確かめに来てもらい、心強く思ったことはありませんか。

大病院で働く医師の多くは、国が定めた過労死を招く時間外勤務の基準をはるかに超えて、患者さんのために献身的に働いています。その一方で、働き過ぎによる過労死やうつ病と認定された医師も少なくありません。

来月から残業規制適用 複数主治医制 などで対応へ

「ヒヤリハット」を経験した医師は多数おり、長時間労働は大変危険です。

5年前に政府は労働者の健康を守るため、働き方改革関連法で時間外労働(残業)に罰則付きの上限規制を設けました。しかし、医師をそのまま当てはめ



てしまうと、地域の医療が成り立たなくなるという特殊な事情がありました。このため、

定しました。年間の時間外労働がこれを超えなくても、月100時間を超える場合は休暇を取ることも義務づけられています。

この規定を超えないためには、これまでのように自身の受け持ち患者に一日中寄り添う

複数主治医制などで対応へ

医師の働き方改革は時間において準備を進め、4月からいよいよ始まることとなりました。

医師の残業時間の上限は原則として年960時間以下と定めています。ただし▽臨床研修▽専攻医研修▽高度技術修得のため▽などの特殊な事情がある場合には、年1860時間以内と規

ことができなくなりま。また、患者やその家族への病状説明も勤務時間内に行わなくてはなりません。病院では、これまでの主治医制度から複数の医師で患者を診る複数主治医制や、研修を受けた看護師に一部の医療行為を移管するタスクシフトを導入して対応して

います。また、市中の病院では夜間休日の救急対応に他の病院の医師の手伝いをお願いできなくなり、救急医療の縮小を行わざるを得ないところも出てきます。そうならないために、病院間で連携し合って医師をやりくりし、救急医療体制の維持に努めているところです。

地域住民や患者にとっては当たり前であった医療が、行えなくなる可能性も考えられます。しかし、長時間労働で疲れきった医師が医療を行う状況は患者にとっても決して良いことではありません。ご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。